

広島県水道広域連合企業団管理規程第10号

広島県水道広域連合企業団企業長の選挙に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年7月7日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

広島県水道広域連合企業団企業長の選挙に関する規程の一部を改正する規程

広島県水道広域連合企業団企業長の選挙に関する規程（令和5年広島県水道広域連合企業団管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<u>（企業長の任期満了に因る選挙）</u> <u>第4条 企業長の任期満了に因る選挙は、その任期が終る日の前30日以内に行う。</u> （選挙期日の通知） <u>第5条</u> （略） （候補者又は推薦者の届出） <u>第6条</u> 候補者となろうとする構成団体の長は、前条で通知した<u>選挙期日の2日前</u>までに、別記様式第1号による広島県水道広域連合企業団企業長選挙候補者届出書によってその旨を選挙長に届け出なければならない。 2 他の構成団体の長を推薦しようとする構成団体の長は、推薦する当該構成団体の長にその旨を通知のうえ、前条で通知した<u>選挙期日の2日前</u>までに、別記様式第2号による広島県水道広域連合企業団企業長選挙候補者推薦届出書によってその旨を選挙長に届け出なければならない。 3 前項の規定により推薦された当該構成団体の長が、前条の規定により通知された<u>選挙期日の前日の午前12時</u>までに、辞退する旨を<u>選挙長に届け出ない</u>ときは、これを承諾したものとみなす。 4 （略） （投票） <u>第7条</u> （略） （不在者投票） <u>第8条</u> （略） 2—4 （略） 5 不在者投票による投票用紙は、選挙長が保管し、<u>第14条</u>に該当する場合を除き、選挙の当日に選挙長が投票箱に投票する。 6 （略）	（選挙期日の通知） <u>第4条</u> （略） （候補者又は推薦者の届出） <u>第5条</u> 候補者となろうとする構成団体の長は、前条で通知した<u>選挙期日の前日</u>までに、別記様式第1号による広島県水道広域連合企業団企業長選挙候補者届出書によってその旨を選挙長に届け出なければならない。 2 他の構成団体の長を推薦しようとする構成団体の長は、推薦する当該構成団体の長にその旨を通知のうえ、前条で通知した<u>選挙期日の前日</u>までに、別記様式第2号による広島県水道広域連合企業団企業長選挙候補者推薦届出書によってその旨を選挙長に届け出なければならない。 3 前項の規定により推薦された当該構成団体の長が、前条の規定により通知された<u>選挙期日</u>までに、辞退する旨の<u>届出をしない</u>ときは、これを承諾したものとみなす。 4 （略） （投票） <u>第6条</u> （略） （不在者投票） <u>第7条</u> （略） 2—4 （略） 5 不在者投票による投票用紙は、選挙長が保管し、<u>第12条</u>に該当する場合を除き、選挙の当日に選挙長が投票箱に投票する。 6 （略）

(繰延投票) <u>第9条</u> 天災その他避けることのできない事故により、投票を行うことができないとき、又は更に投票を行う必要があるときは、<u>第5条</u>の規定にかかわらず、更に期日を定めて投票を行わせなければならない。この場合において、選挙長は、直ちにその旨を構成団体の長に通知しなければならない。(略) (選挙会) <u>第10条</u> (略) (無効投票) <u>第11条</u> (略) (選挙録の作成及び選挙録その他関係書類の保存) <u>第12条</u> 選挙長は、選挙録を作り、選挙立会人とともに、これに署名しなければならない。 2 選挙録は、有効無効を区別した投票と併せて、当該選挙に係る企業長の任期間、保存しなければならない。 (当選人) <u>第13条</u> (略) (無投票当選) <u>第14条</u> <u>第6条</u>の規定による届出のあった候補者が1人であるとき、又は1人となったときは、<u>第7条</u>から前条までの規定にかかわらず、投票は行わない。 2 (略) (当選の告知及び告示) <u>第15条</u> 選挙長は、当選人が定まったときは、直ちに当選人に当選の旨を告知し、かつ、当選人の氏名を告示しなければならない。 (選挙結果の報告) <u>第16条</u> (略) (委任) <u>第17条</u> (略)	(繰延投票) <u>第8条</u> 天災その他避けることのできない事故により、投票を行うことができないとき、又は更に投票を行う必要があるときは、<u>第4条</u>の規定にかかわらず、更に期日を定めて投票を行わせなければならない。この場合において、選挙長は、直ちにその旨を構成団体の長に通知しなければならない。 (選挙会) <u>第9条</u> (略) (無効投票) <u>第10条</u> (略) (当選人) <u>第11条</u> (略) (無投票当選) <u>第12条</u> <u>第5条</u>の規定による届出のあった候補者が1人であるとき、又は1人となったときは、<u>第6条</u>から前条までの規定にかかわらず、投票は行わない。 2 (略) (当選の告知) <u>第13条</u> 選挙長は、当選人が定まったときは、直ちに当選人に当選の旨を告知しなければならない。 (選挙結果の報告) <u>第14条</u> (略) (委任) <u>第15条</u> (略)
--	--

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別記様式第1号(第6条関係) 広島県水道広域連合企業団企業長選挙候補者届出書	別記様式第1号(第5条関係) 広島県水道広域連合企業団企業長選挙候補者届出書

私は、広島県水道広域連合企業団企業長の候補者として、広島県水道広域連合企業団企業長の選挙に関する規程第6条第1項の規定により、届出をします。 (略)	私は、広島県水道広域連合企業団企業長の候補者として、広島県水道広域連合企業団企業長の選挙に関する規程第5条第1項の規定により、届出をします。 (略)
別記様式第2号（第6条関係） 広島県水道広域連合企業団企業長選挙候補者推薦届出書 (略) 私は、上記のとおり候補者を推薦し、広島県水道広域連合企業団企業長の選挙に関する規程第6条第2項の規定により、届出をします。 (略)	別記様式第2号（第5条関係） 広島県水道広域連合企業団企業長選挙候補者推薦届出書 (略) 私は、上記のとおり候補者を推薦し、広島県水道広域連合企業団企業長の選挙に関する規程第5条第2項の規定により、届出をします。 (略)
別記様式第3号（第7条関係） (略)	別記様式第3号（第6条関係） (略)

附 則

この規程は、公布の日から施行する。